

小児治験ネットワーク ロゴマークガイドライン

(目的)

- 1 このガイドラインは、小児治験ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）のロゴマークの使用について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

- 2 ロゴマークは別図に掲げるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

- 3 ロゴマークに関する一切の権限は国立研究開発法人国立成育医療研究センターに帰属する。

(使用範囲)

- 4 ロゴマークの使用の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、営利目的での使用は禁止する。
 - (1) ネットワークの旗等の正規装飾品
 - (2) ネットワークが発行する印刷物（ホームページ等を含む）
 - (3) ネットワークが作製する文具類等の物品
 - (4) その他小児治験ネットワーク事務局長が適当と認めるもの

(使用方法)

- 5 ロゴマークの使用は、次に掲げる方法による。
 - (1) 2に掲げるロゴマークから逸脱した変形・湾曲は禁止する。
 - (2) ロゴマークを使用する場合は、原則として他の色への変更は禁止する。但し、印刷物等に併せて他の色に変更する場合はこの限りではない。

(使用手続)

- 6 ロゴマークを使用する申請者は、様式1により小児治験ネットワーク事務局長に届け出る。承認を得た届出書を原図の保管者である小児治験ネットワーク事務局に提示し、貸与をうける。ただし、ネットワーク事務局員が使用する場合は除く。

(使用費用)

- 7 ロゴマークの使用は、無償とする。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、平成29年1月1日から施行する。